

## 全国初、官民協働で近く策定

整備局

# 土木工事に設計変更指針

## 請負側意見も入れ明文化

北陸地方整備局は、設計変更業務の改善を図るため、土木工事設計変更ガイドラインを作成する。北陸管内の発注者や建設業団体で構成する北陸地方建設事業推進協議会工事施工対策部会で最終的な調整を進めており、今週中にも策定し、同局のホームページなどで公表・周知する。案では設計変更が可能なケースや不可能なケースの考え方を明文化するとともに、設計変更の手続きなどを定めている。発注者側だけでなく、請負者の意見を取り入れ、官民協働で作成するのは全国初となる。策定次第、同ガイドラインに沿った運用を開始する。

案では、ガイドライン策定の背景として、土木請負工事の特徴、受発注者間の留意事項、設計変更の現状を説明した上で、設計変更の考え方を明文化している。設計変更が可能なケースは、▽設計図書に誤謬（ごびう）・脱漏がある▽設計図書の表示が明確でない▽設計図書に示された施工条件と実際の工事現場

が一致しない▽工事中止▽設計図書の照査の範囲を超えている―場合となる。具体的事例として、仮設（任意仮設を含む）で、条件明示の有無にかかわらず、当初発注時点で予期しえなかった土質や地下水位などが現地で確認された場合を挙げている。ほか、当初発注時点で想定している工事着手時期に請負者の責によらず、工事着手ができない場合は設計変更を認める。請負者が行つべき設計図書照査の範囲を超える作業を実施する場合に加

場合▽承諾行為で施工した場合―を挙げている。北陸地方建設事業推進協議会工事施工対策部会のメンバーは、発注機関

の対象となるが、協議の結果、「軽微なものは金額の変更を行わない場合もある」としている。設計変更や先行指示に当たっては、▽当初の設計の考え方や設計条件を再確認し、設計変更（協議）に当たる▽当該事業（工事）での変更の必要性を明確にする（規格の妥当性、変更対応の妥当性、別途発注ではないかを明確にする）▽設計変更に伴う契約変更の手続きを遅滞なく行つ―必要がある。

一方、設計変更が可能なケースとしては、▽請負者が発注者と協議しないで独自の判断で施工した場合▽協議中ではあるが、発注者からの回答がない時点で施工した場合▽承諾行為で施工した場合―を挙げている。

が同局、新潟、富山、石支社。建設業団体からは道路建設業協会北陸支部、川崎、新潟市、東日本土木工業協会北陸支部、建設コンサルタンツ高尾道路会社新潟支社、部、新潟、富山、石川の協会北陸支部が参加して中日本高速道路会社金沢、各県の建設業協会、日本